

佐賀県特用林産物価高騰対策支援事業募集要領

1 趣旨

本事業は、特用林産物の生産振興を図るため、燃油及びしいたけ種駒の価格高騰により経営が悪化している原木しいたけ生産者の負担軽減を図り、安定的な生産の継続を支援することを目的とする。

2 対象となる事業内容

(1) 燃油購入支援：1リットル当たり25円を支援

購入期間は、令和7年10月1日から令和8年5月31日とする。

(2) 種駒購入支援：1個当たり0.6円を支援

購入期間は、令和7年12月1日から令和8年5月31日とする。

3 申請者の要件

本事業に申請できるものは、次の要件のすべてを満たすものとする。

なお、申請資格要件の確認のため、佐賀県警に照会する場合がある。

(1) 佐賀県内において、原木しいたけの栽培を行うもので、令和7年12月1日から令和8年5月31日までのしいたけ種駒の使用（購入）量が1万個以上であること。

(2) 次の①～③のコスト縮減に係る取組を一つ以上実施していること。

① 立木による原木調達を行っている。

② 2人以上による植菌・伏込み等の共同作業を行っている。

③ 2人以上によるしいたけ乾燥機の共同利用を行っている。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

(4) (3)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではない者。

4 申請の方法

- (1) 申請書（佐賀県特用林産物物価高騰対策事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。） 別記様式第1号）
- (2) 添付書類
 - ア 燃油・種駒購入量、購入日が確認できる資料
領収書の写し、または販売店が発行する販売証明書等
購入者名は、申請者本人であること。
 - イ 誓約書（本人自署によるもの）交付要綱別記様式3-1、3-2号
 - ウ 運転免許証、マイナンバーカードの写し。
※運転免許証は免許番号の黒塗り、マイナンバーカードは表面（顔写真の面）のみ提出すること。
- (3) 申請方法
申請様式は佐賀県ホームページよりダウンロードし使用すること。
- (4) 申請先
申請書類は郵送または窓口持参による提出が可能
 - ア 郵送の場合：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当 宛て
 - イ 窓口持参の場合
佐賀県庁（10階北）農林水産部 林業課 林産担当
- (5) 申請期間
令和8年6月19日（金）必着
※郵送の場合は、配達記録が残る方法とすること。
※応募期間内に提出書類がすべて提出されたものを有効とする。

5 補助金の交付手続

- (1) 交付決定及び額の確定
提出した申請書類について、県において審査が行われ交付の可否及び補助金額が決定される。
- (2) 補助金の交付請求
交付決定及び額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けるため、知事が定めた期限内に補助金交付請求書（別記様式第2号）を提出する。

6 問い合わせ先（担当課）

佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当

TEL：0952-25-7133(直通)

Mail：ringyou@pref.saga.lg.jp